

「除くクレーム」補正の審査適正化：問題点と今後の対応方針

現状の問題点とユーザーの懸念



安易な特許査定への懸念

新規性は解消しても、進歩性が不十分なまま特許になる事例が指摘されている。



「阻害要因」に関する誤解の広がり

阻害要因があれば直ちに進歩性が肯定されるという、強弱を無視した誤解。



新規事項追加の判断の形態化

単に「引用発明との重なりを除く」との説明だけで、新たな技術的事項の導入が不十分な検討で認められている。

今後の対応策と審査基準の点検



審査基準の明確化（改訂の検討）

進歩性の「阻害要因」の評価や、新規事項追加の具体例（類型i）を明確化する。



審査運用の実効性向上

審査官への起案例周知、管理職による重点確認、審査ハンドブックへの事例追加。



出願人への説明・説明の要求

補正が新たな技術的事項を導入しないことの具体的な説明を、出願人に求める。

新規事項の追加における「除くクレーム」補正の類型整理

類型	内容	審査基準との関係
類型A/B	当初明細書に明示的、または自明な事項	許容される (3.1/3.2)
類型C	「ヒト」を除外する補正など	許容される (3.3.1(4)ii)
✓ 類型D	A～C以外 (引用発明との重なり除外等)	新たな技術的事項を導入しなければ許容